

尾道市立大学後援会学生医療費支給要項

(昭和50年4月1日)

第1条 本要項は、学生の傷害に対して、医療費の支給を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

第2条 医療費の支給の認定は、学長が行うものとする。

第3条 医療費の支給は、学生が学校の管理下にある間に生じた事故による傷害について行う。ただし、自動車による交通傷害についてはこの限りでない。

第4条 医療費の支給は、学生が受けた傷害に対して、次の要領で行う。

(1) 医療に要した経費に相当する額

ただし、国民健康保険、地方公務員等共済組合、国家公務員共済組合その他の社会保険により医療に関する給付を受けた場合は、その受けた額を控除した残額とする。

(2) 前項の支給の額は、それぞれの年度間を通じ、1人について10,000円を限度とする。

(3) 学生が死亡した場合は、弔慰金として30,000円を支給する。

第5条 学生が医療費の支給の請求をする場合は、学生が治療を受けた医療機関の証明書又は領収書を提出しなければならない。

付 則

この要項は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成16年5月22日から施行する。

付 則

この要項は、平成24年5月26日から施行する。